

山梨県富士北麓公園陸上競技場 ネーミングライツスポンサー募集要領

山梨県（以下「県」という。）では、山梨県富士北麓公園陸上競技場におけるネーミングライツ（施設命名権）スポンサー企業を山梨県広告事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び山梨県広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）に基づき次のとおり募集します。

1 ネーミングライツ導入の目的

ネーミングライツ導入を通じて、民間事業者等の事業活動を促進し、地域経済の活性化を図るとともに、県の新たな財源を確保し、より良いスポーツ振興の場の提供を通じて、県民サービスの向上を図ることを目的とします。

2 ネーミングライツ対象施設

- (1) 名称 山梨県富士北麓公園陸上競技場
- (2) 所在地 富士吉田市上吉田立石 5000
- (3) 施設概要 別添「山梨県富士北麓公園陸上競技場の概要」を御覧ください。
また、施設ホームページは <https://www.hokuroku.jp/>です。

3 ネーミングライツの内容

ネーミングライツスポンサー企業は、山梨県富士北麓公園陸上競技場に企業名や商品名を付した名称（施設の愛称。以下「愛称」という。）を命名することができます。

なお、利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称変更はできません。

また、募集する名称は愛称であることから、条例で定める施設の名称は変更しません。

※ 県民の理解が得られるような施設にふさわしい愛称を提案してください。なお、具体的な愛称は協議の上、決定します。

4 募集の概要

(1) 対象企業

山梨県富士北麓公園陸上競技場のネーミングライツスポンサー企業としてふさわしい資力及び信用を備える者として次の条件全てを満たす法人とする。

ア 政治団体、宗教団体及び公職にある者がその役員である団体のいずれにも該当しないこと。

イ 県に納付すべき税金又は納入すべき納入金に未納がないこと。

ウ 山梨県広告事業掲載基準第2に掲げるものに該当しないこと。

山梨県広告事業掲載基準（抜粋）

第2 業種又は事業者

次のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲載しない。なお、広告を掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

(1) 次のいずれかに該当すると認めるに足りる相当の理由のあるもの

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者。例えば、次のようなものをいう。

ア 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

イ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

エ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が暴力団、暴力団員又はアからウまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

- ④ 役員等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人等
 - ⑤ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人等
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当するもの
 - (3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
 - (4) 貸金業法第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの
 - (5) たばこに係るもの
 - (6) ギャンブルに係るもの
 - (7) 法令等の定めのない医療類似行為を行うもの
 - (8) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更正手続中のもの
 - (9) 違法又は不適当な行為により営業停止その他不利益処分を受けているもの
 - (10) 県の指名停止措置を受けているもの
 - (11) 行政機関からの行政指導による改善がなされていないもの
 - (12) その他県資産に広告掲載することが適当でない業種又は事業者と認められるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ① 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引、又はこれに類する取引に関するもの
 - ② 興信所・探偵事務所等に関するもの

(2) 募集金額

年額 300万円以上

- ※ 消費税及び地方消費税は、別途御負担いただきます。
- ※ 具体的な金額提示をしてください。
- ※ 単位は100万円とします。

〔例〕300万円、400万円、500万円

(3) 契約期間（愛称使用期間）

3年～5年

- ※ 単位は1年とします。〔例〕3年、4年、5年
- ※ 契約期間終了年以降の契約継続については優先交渉権があります。

(4) 愛称使用開始時期

令和5年1月1日を予定しています。

(5) 愛称表示内容

ア 愛称表示が可能なものは、山梨県富士北麓公園陸上競技場正面入口、競技場内施設案内図、公園内の案内標識、施設のホームページ及びパンフレットです。

ただし、パンフレットについては、新規作成分からとさせていただきます。

イ その他の表示は、県及び指定管理者との協議が必要です。

(6) 愛称表示に伴う費用負担

ア 山梨県富士北麓公園陸上競技場正面入口及び公園内の案内標識の表示変更は、愛称使用開始時期を目途として、ネーミングライツスポンサー企業が施工するものとし、それに要する費用は、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツスポンサー企業の負担とします。

また、契約期間終了後の原状回復に要する費用についても、同様とします。

なお、表示変更に伴う、工事の場所、時期、方法、仕様等については、県及び指定管理者と協議の上、決定します。

イ 山梨県富士北麓公園のホームページ及びパンフレットの表示変更は、県又は指定管理者が実施します。

ウ その他の費用負担については、県と協議の上、決定します。

(7) 愛称の普及

県は、ネーミングライツスポンサー企業の決定について、マスコミに公表するとともに、各種広報印刷物や施設ホームページ等を活用し、愛称の普及に努めます。

5 応募方法

(1) 募集期間

令和4年8月22日(月)から令和4年9月26日(月)まで

※ 申請書類は、募集期間中(土日及び祭日を除く。)の午前9時から午後5時までに(4)に定める提出先まで提出してください。なお、郵送による提出も可としますが、この場合は、募集期間の最終日までの消印があるものに限り有効とします。

(2) 申込書類

ア 山梨県富士北麓公園陸上競技場ネーミングライツスポンサー申込書(様式1)

イ 山梨県富士北麓公園陸上競技場ネーミングライツスポンサー申込に係る誓約書(様式2)

ウ 暴力団との関係についての申立書(様式3)

エ 定款、寄附行為又はこれらに類する書類

オ 印鑑証明書

カ 会社概要

キ 直近三箇年の決算報告書(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等)並びに直近三箇年の期末従業員数及び減価償却実施額を記載した書類

ク 令和4年7月1日以降に発行された山梨県県税条例(昭和36年山梨県条例第11号)の規定により県に納付すべき税金又は納入すべき納入金に滞納がないことの証明書の原本(未納税額がない旨の証明を行うものとし、法人税、消費税及び地方消費税については納税証明書その3の3を、法人事業税、法人県民税、自動車税等については「全ての県税(個人の県民税及び地方消費税を除く。)に未納がない」旨の山梨県の納税証明書を提出してください。)

ケ 登記事項証明書(商業登記簿謄本)

コ 地域貢献やスポーツの振興に対する「支援の実績」及び「今後の計画」(任意様式)

なお、地域貢献やスポーツの振興に関する「支援の実績」及び「今後の計画」については、申請者である法人に係るものに限り、子会社やグループ会社、関連法人における取組は含めないものとします。

また、申請者の本来業務に含まれる活動や、申請者又はその代表者が属する経済団体等での活動も含めないものとします。

(3) 提出部数

正本1部及び副本5部を御提出ください。

(4) 提出先

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 (本館7F)
山梨県県土整備部都市計画課 都市公園担当

(5) 留意事項

- ア 申込みに当たり必要な経費は、応募者の負担とします。
- イ 必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- ウ 申込書類等は返却しません。
- エ 申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

6 選定方法・選定基準等

(1) 選定方法

実施要綱に基づき設置する「広告審査委員会」において、応募者の状況、愛称、応募条件を総合的に審査の上点数を付与し、最高点を得た者を最終的に県がネーミングライツスポンサー企業として決定します。なお、選定過程において応募企業からのヒアリングを実施することがあります。

審査の結果、得点が著しく低い審査項目がある場合、若しくは審査区分ごとの得点が一定基準(配点の6割)に満たない場合は、ネーミングライツスポンサー企業を選定しないことがあります。

また、審査の結果最高点を得た者が複数いるときは、広告審査委員会で再協議を行い、選定した者を県がネーミングライツスポンサーとして決定します。

(2) 選定基準

選定にあたっての主な審査項目は次のとおりです。

審査区分	審査項目	配点
応募者の状況	・ 応募理由 ・ 企業の事業内容 ・ 社会・地域貢献 ・ 地域との関連性 ・ 財務状況	45点
愛称	・ 施設が有するイメージへの反映 ・ 県民にとって親しみやすいか	10点
応募条件	・ 応募価格 ・ 契約期間	45点
合計		100点

(3) 選定結果の通知

選定結果については、全ての応募者に文書で通知します。併せて選定されたネーミングライツスポンサー企業及び愛称を県ホームページ等で公表します。

(4) 契約の締結

ネーミングライツスポンサー企業の決定後、県とネーミングライツスポンサー企業との間でネーミングライツに関する契約を締結します。

(5) 指定管理者との協議

富士北麓公園の管理運営は指定管理者が行っているため、愛称決定後、ネーミングライツ

導入に関し必要な事項について、ネーミングライツスポンサー企業、指定管理者及び県の間で協議することとします。

(6) 契約の解除

ネーミングライツスポンサー企業の信用失墜行為により、県が契約を継続しがたいと判断した場合、県は契約を解除できるものとします。

(7) 情報の公開

応募内容及び選定結果等については、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）に基づき、原則、開示対象となります。

7 問い合わせ先

担 当：山梨県県土整備部都市計画課 都市公園担当 武菱、赤坂

電 話：055-223-1722（直通）

山梨県富士北麓公園陸上競技場の概要

所在地：富士吉田市上吉田立石 5000

開館：昭和60年（1985年）

収容人員：11,105人（メインスタンド 1,105人）（バックスタンド・サイドスタンド
約10,000人）敷地面積：26,077 m²（外周総面積）

構造：メインスタンド 鉄筋コンクリート造 平屋建

バックスタンド 盛土芝生スタンド

サイドスタンド 盛土芝生スタンド

種別：第2種公認（（公財）日本陸上競技連盟）

競技施設：全天候型トラック 1周400m×8コース

インフィールド 天然芝 106m×69m

スタンド {
メインスタンド
バックスタンド
サイドスタンド

夜間照明設備

駐車場 4箇所（大型車29台、中型車10台、普通車869台、軽自動車
1台、障がい者スペース23台）

利用者数（観客数除く、会議室利用含む）

H29年度 60,971人

H30年度 71,308人

R1年度 58,129人

R2年度 6,967人

R3年度 11,706人

観客数

H29年度 8,810人

H30年度 7,850人

R1年度 6,550人

R2年度 360人

R3年度 310人

主な利用状況（※印；利用上の主な制限事項）

H29年度

Jリーグ戦： 0試合

天皇杯サッカー： 0試合

高校サッカー： 0試合

その他サッカー大会： 12試合

ラグビー： 2試合

陸上競技大会： 8試合

その他スポーツ大会： 14試合

※改修工事に伴う建物内利用制限期間あり

H30年度

Jリーグ戦： 0試合

天皇杯サッカー： 0試合

高校サッカー： 0試合
その他サッカー大会： 1試合
ラグビー： 3試合
陸上競技大会： 4試合
その他スポーツ大会： 11試合
※改修工事に伴うインフィールド利用制限期間あり

R元年度

Jリーグ戦： 0試合
天皇杯サッカー： 0試合
高校サッカー： 0試合
その他サッカー大会： 0試合
ラグビー： 0試合
陸上競技大会： 5試合
その他スポーツ大会： 10試合
※東京オリンピックホストタウン事業に伴う一般利用制限期間あり
※新型コロナウイルス感染症拡大に伴う大会中止あり
※芝生養生に伴うインフィールドでの球技利用制限期間あり

R2年度

Jリーグ戦： 0試合
天皇杯サッカー： 0試合
高校サッカー： 0試合
その他サッカー大会： 0試合
ラグビー： 0試合
陸上競技大会： 4試合
その他スポーツ大会： 8試合
※新型コロナウイルス感染症拡大に伴う大会中止あり
※東京オリンピックホストタウン事業に伴う一般利用制限期間あり
※公認検定改修工事に伴う利用制限期間あり

R3年度

Jリーグ戦： 0試合
天皇杯サッカー： 0試合
高校サッカー： 0試合
その他サッカー大会： 1試合
ラグビー： 0試合
陸上競技大会： 3試合
その他スポーツ大会： 4試合
※東京オリンピックホストタウン事業に伴う一般利用制限期間あり
※芝生養生に伴うインフィールドでの球技利用制限期間あり

※公認検定改修工事に伴う利用制限期間あり

施設管理：公益財団法人山梨県スポーツ協会（指定管理者）

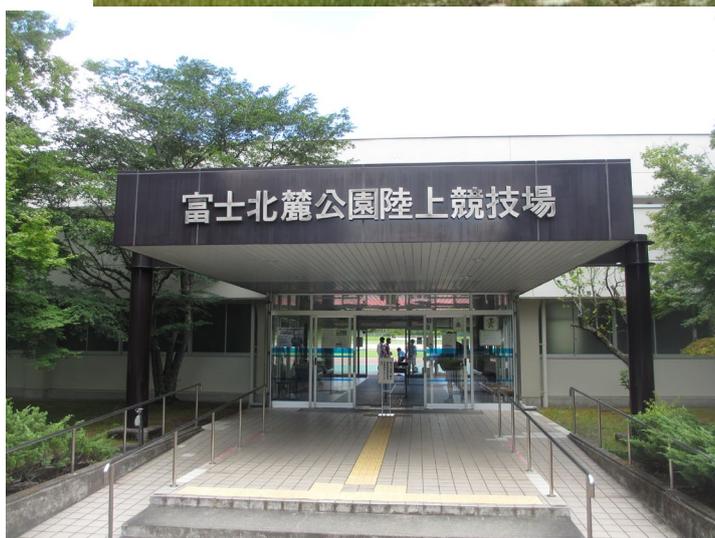
（現在令和5年4月1日から令和9年3月31日まで（4年間）の指定管理者の募集手続を行っており、審査結果によって指定管理者が交代する場合があります。）

アクセス：【東京方面から】

- 中央自動車道 大月 JCT → 河口湖方面 河口湖 IC 出口山中湖方面へ 国道 139 号

【静岡方面から】

- 東富士五湖道路 富士吉田 IC 出口左折 → 富士吉田 IC 西左折 → 富士スバルライン富士急行線「富士山駅」から車で約 10～15 分



令和 年 月 日

山梨県知事 へ

会社名
所在地
代表者名

印

山梨県富士北麓公園陸上競技場ネーミングライツスポンサー申込書

「山梨県富士北麓公園陸上競技場ネーミングライツスポンサー募集要領」に基づき、次のとおりネーミングライツスポンサーに応募します。

愛称案		
愛称の理由		
金額・期間	年額	円（消費税別途） 年
応募動機		

※ 「愛称の理由」は、愛称に対する考え方等を記入してください。

会社名		
業種		
業務内容		
本社(店) が県外の 場合	支社(店)名	
	所在地	
	代表者名	
連絡先	担当者	
	部署	
	役職	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	

【添付書類】

- ・定款、寄附行為又はこれらに類する書類
- ・印鑑証明書
- ・会社概要
- ・直近3箇年の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等）並びに直近3箇年の期末従業員数及び減価償却実施額を記載した書類
- ・令和4年7月1日以降に発行された山梨県県税条例の規定により県に納付すべき税金又は納入すべき納入金に滞納がないことの証明書
- ・登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- ・地域貢献やスポーツの振興に対する「支援の実績」及び「今後の計画」（任意様式）

山梨県富士北麓公園陸上競技場 ネーミングライツスポンサー
申込に係る誓約書

令和 年 月 日

山梨県知事あて

所在地
申込者 法人名
代表者氏名 印

山梨県富士北麓公園陸上競技場ネーミングライツスポンサーの申込を行うに当たり、次に記載した事項及び提出書類の内容は事実に相違ありません。

山梨県富士北麓公園陸上競技場ネーミングライツスポンサー募集要領「4（1）対象企業」に関して、応募資格の制限に係る項目に該当しません。

令和 年 月 日

山梨県知事あて

法人名

代表者名

暴力団との関係についての申立書

山梨県富士北麓公園陸上競技場ネーミングライツスポンサー申込書の提出に際し、次に記載した役員等について、山梨県が実施する暴力団との関係の確認について協力致します。

なお、役員等の中から山梨県警察本部が暴力団との関係について認める役員等が発覚した場合、選定段階における失格若しくは優先交渉者の取消し、又はネーミングライツスポンサーの取消しをされても不服がないことを申し立てます。

応募施設名					
商号又は名称					
所在地					
代表者 役員等	役職名	フリガナ 氏 名	生年月日	性別	現住所
備考					

※ この名簿には、登記事項証明書（商業登記簿謄本）の「役員に関する事項」に記載されている役員を記入してください。監査役については除きます。また、契約の締結に関して営業所等に権限が委任されている場合には、その委任を受けている営業所等の代表者も記入してください。

※ 常勤・非常勤を問わず記載をお願いします。

※ 役員数が複数枚にわたる場合は、この用紙をコピーしてお使いください。